

太枠内をすべてご記入ください

申 込 日	2025 年 1 月 6 日			「しんきんインターネットバンキングサービス利用規定」を承認のうえ、次のとおり申し込みます。		
お と こ ろ	〒320-0806 栃木 都 道 府 県 宇都宮市中央1-9-4 ●●マンション301号室					
お な ま え	フリガナ トチシン タロウ		性 別		男 ・ 女	
	栃信 太郎		生 年 月 日		昭和 ・ 平成	
					5 年 1 0 月 1 日	
T E L（携 帯）	090-0000-0000			T E L（自 宅）		028-600-0000
E - m a i l （ 必 須 ）	tochigi_shinkin@●●●.co.jp					

初 回 ロ グ イ ン パ ス ワ ー ド	a	b	c	1	2	3	英 数 字 混 合	※パスワードは初回ログイン時に使用します。 お忘れにならないようご注意ください。
--------------------------	---	---	---	---	---	---	-----------	---

ご 利 用 限 度 額 (5,000,000円まで)	1回あたり	1	0	0	0	0	0	円	1日あたり	1	0	0	0	0	0	円
-------------------------------	-------	---	---	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	---	---

ご本人口座									
口 座 区 分	お 取 引 店 名			預金種目（該当項目に✓）			口 座 番 号		
代 表 口 座	宇都宮営業部			☒ 普通（総合口座） ☐ その他（ ）			1 2 3 4 5 6 7		
サ ー ビ ス 利 用 口 座	桜通り支店			☒ 普通（総合口座） ☐ その他（ ）			7 6 5 4 3 2 1		
				☐ 普通（総合口座） ☐ その他（ ）					

※欄が不足する場合は、別途申込書をご提出ください。

申込時チェック（すべて確認のうえ、□内に✓を入れてください）

- ☒個人事業主でない ☒届出事項に変更はない ☒申込日現在で20歳以上かつ70歳未満である
☒申込人本人が全て記入した ☒太枠内すべて記入した
☒取引時確認書を同封した ☒運転免許証またはマイナンバーカードの写し（表裏両面）を同封した

当金庫でお客様情報登録完了後、特定記録郵便等で「しんきんお客様カード」が郵送されますので、当金庫ホームページの個人用インターネットバンキングの画面に、カード記載の「契約者ID」と本申込書にご記入いただいた「初回ログインパスワード」でログインし、ログインパスワードの変更を行いますとご利用開始のお手続きは完了となります。

個人情報の利用目的

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所などの個人情報は、当金庫のインターネットバンキングサービスおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

信用金庫使用欄

検 印 照 合 係 印

--	--	--

取引時の確認のお願いについて(取引時確認書) (2/2)

ご申告日 年 月 日

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により新たに口座を開設される場合などに、本人確認書類等により、ご本人確認をさせていただいております。このたび、同法改正に伴い、すでにお取引されているお客さまに対しても、これまでの確認事項に加え「お取引目的」や「ご職業」等も確認させていただくこととなりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。(該当項目に☑してください)

インターネットバンキングの申込書と
同じ日付をご記入ください。

お名前	お名前・携帯電話番号をご記入ください		携帯電話番号
勤務先	勤務先の情報をご記入ください		住所
お取引の目的	個人のお客さま		その他に☑し、() にインターネットバンキングを利用する具体的な目的をにご記入ください。
	預金等契約の締結・継続取引の場合		<記入例> ・残高、入出金明細の確認
	☐ 生計費決済 ☐ 貯蓄/資産運用 ☐ 融資 ☐ 給与受取/年金受取 ☒ その他 ()		
職業又は事業内容	200万円超の大口現金取引(10万円超の為替取引)の場合		
	☐ 商品・サービス代金 ☐ 投資/貸付/借入返済 ☐ サービス代金 ☐ 投資/貸付/借入返済 ☐ 生活費 ☒ 不要です ☐ その他 ()		
	☐ 会社役員/団体役員 ☐ 会社員/団体職員 ☐ 公務員 ☐ パート/アルバイト/派遣社員/契約社員 ☐ 主婦/主夫 ☐ 学生 ☐ 幼児/乳児 ☐ 退職された方/無職の方 ☐ その他 ()		☐ 農業/林業/漁業 ☐ 製造業 ☐ 建設業/不動産業/宅建業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業 ☐ 卸売/小売業 ☐ 宝石・貴金属取扱業/金券ショップ/両替業 ☐ 貸金業 ☐ 金融業/保険業 ☐ 医師・医療関係 ☐ 司法・行政書士 ☐ 中古車・部品 ☐ 鮮魚介類販売・加工業者等海外輸入業 ☐ 中古車販売業 ☐ 廃棄物処理業 ☐ 賭博・遊技場/風俗業 ☐ その他 () ※法人のお客様は、定款・登記事項証明書等の事業内容が確認できる書類の提示をお願いします。
FATCA確認	☐ 私は、米国市民および米国居住者に該当しません。(法人の場合、実質的支配者) ☐ 私は、米国市民または米国居住者に該当します。(法人の場合、実質的支配者)		FATCA確認および外国PEPs確認に☑してください。なお、外国PEPs確認の「外国の重要な公的地位にある者」
外国PEPs確認	☐ 私は、裏面の外国の重要な公的地位にある者等に該当しません。 ☐ 私は、裏面の外国の重要な公的地位にある者等に該当します。 → 国名: 職位:		

■ 法人のお客さまのみ、以下の太枠内についてご記入ください。(個人、個人事業主、任意団体等は不要)

実質的支配者の本人特定事項	株主等①	住所 〒 -	記入不要です	氏名	生年月日 年 月 日	確認書類	確認日付
	株主等②	住所 〒 -		氏名	生年月日 年 月 日	顧客等との関係	確認書類
	株主等③	住所 〒 -		氏名	生年月日 年 月 日	確認方法・書類	確認日付
	株主等④	住所 〒 -		氏名	生年月日 年 月 日	顧客等との関係	確認書類
	株主等⑤	住所 〒 -		氏名	生年月日 年 月 日	確認方法・書類	確認日付
	株主等⑥	住所 〒 -		氏名	生年月日 年 月 日	顧客等との関係	確認書類

金庫使用欄

法人事業内容確認資料	☐ 定款 ☐ 登記事項証明書 ☐ 有価証券報告書 ☐ 所官庁宛に提出する事業報告書 ☐ その他官公庁発行資料
FATCAステータス	☐ 【特定米国人以外の個人】に分類
PEPsステータス	☐ 【外国PEPs】に分類

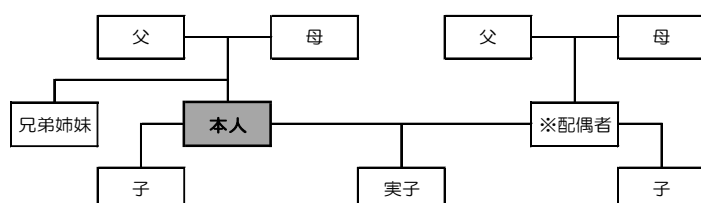
(事業内容確認方法)
・法人の場合は、事業内容確認書類の提示を受けて事業内容を確認する。
※提示を受ける前6ヶ月以内に発行された書類又は提示日現在有効な書類
・個人、任意団体、人格の無い社団/財団の場合は、申告により事業内容を確認する。
2024. 10(裏面あり)

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客さまと一定の取引を行うにあたり、お客さまが外国の元首、又は外国政府等において重要な公的地位を有する者等に該当する方であることを確認する義務が課されています。

【外国の重要な公的地位にある者等】

1	外国の元首
2	外国の政府において下記の職に相当する職にある者 ・日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣 ・日本における衆議院(副)議長、参議院(副)議長 ・日本における最高裁判所裁判官 ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員 ・日本における統合幕僚(副)長、陸上幕僚(副)長、海上幕僚(副)長、航空幕僚(副)長
3	外国の中央銀行の役員
4	外国に予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
5	過去に1～4であった者
6	1～5の家族(※参考1) [①配偶者(事実婚を含む)、②父母、③子、④兄弟姉妹、①～④以外の配偶者の父母及び配偶者の子]
7	1～6が実質的支配者である法人

(参考1) 外国の重要な公的地位にある者等の家族の範囲について



(*) 事実上婚姻関係と同様の事情にある方(内縁関係にある方等)を含みます。

(参考2) 【法人のお客さま】事業経営を実質的に支配することが可能となる関係について

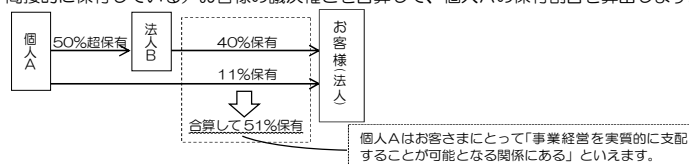
以下に該当する者が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある」といえます。

■お客さまが資本多数決法人(株式会社、投資法人、特定目的会社等)の場合

- ① 50%超の議決権を直接又は間接に有する(※)自然人(国等及びその子会社は自然人とみなされる場合があります。以下、同じ。)
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。
⇒ 「いない」場合は、②をチェックしてください。
- ② 25%超の議決権を直接又は間接に有する(※)自然人
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。
⇒ 「いない」場合は、③をチェックしてください。
- ③ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。
⇒ 「いない」場合は、「法人を代表し、その業務を執行する自然人」が、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。

(※)「50%超の議決権」又は「25%超の議決権」を直接または間接に有する

個人Aが法人Bの議決権を50%超有している場合、個人Aは法人Bの有しているお客様(法人)の議決権を間接的に保有しているものとみなします。この場合、個人Aが直接保有しているお客様の議決権と法人Bが保有している(個人Aが間接的に保有している)お客様の議決権とを合算して、個人Aの保有割合を算出します。



■お客さまが資本多数決法人以外の法人(一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社等)の場合

(チェック1)

- ① 事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の50%超の収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している自然人(国等及びその子会社を含みます。以下、同様。)
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます(併せてチェック2もご確認ください)。
⇒ 「いない」場合は、②をチェックしてください。
- ② 事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の25%超の収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している自然人
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます(併せてチェック2もご確認ください)。
⇒ 「いない」場合で「(チェック2)」も該当がない場合は、「法人を代表し、その業務を執行する自然人」が、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。

(チェック2)

○出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

- ⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます(併せてチェック1もご確認ください)。
- ⇒ 「いない」場合で「(チェック1)」も該当がない場合は、「法人を代表し、その業務を執行する自然人」が、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。